

平成30年度 財政援助団体等監査（2）監査結果措置状況

《神 戸 交 通 振 興 株 式 会 社》

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
(1) 指摘事項 ① 会計に関する事務 ア 現金に係る会計処理について 会社においては、現金の残高確認について各事務所ごとに報告を行っているが、現金の残高について以下の事例があった。 (ア) 現金の決算額を適正に記載するべきもの 平成 29 年度の決算書に計上している現金預金について、コンビニエンスストアの現金（釣銭準備金）についてはフランチャイズ契約先から釣銭残高について報告されているが、決算額が報告額よりも過大に計上されていた。 決算額について、正しく記載するべきである。	(1) 指摘事項 ①ア(ア) 決算額について、正しく記載されていなかった原因は、平成 29 年 5 月に（店舗改装のため）一旦閉店した名谷店の釣銭準備金 60 万円がフランチャイズ契約先より返却された際に、釣銭準備金を減額すべきところを、預け入れしていた保証金と認識して経理処理を行ったためであった。 平成 29 年度決算について、損益に影響がないため、平成 30 年度の経理処理にて貸借対照表の資産の区分を釣銭準備金 60 万円を減じ、保証金の額を正しく計上する修正を行う。	措置済
(イ) 釣銭準備金の残高報告を確実に行うべきもの 平成 29 年度末の釣銭準備金の残高について、出納責任者へ報告を行っているが、報告内容について一部誤りがあった。 経理規程では、第 15 条で出納に関する条文があり、第 4 項では「出納事務担当者は金銭の出納を記録し、常にその残高を明瞭にしておかなければならない。」とある。 釣銭準備金を正確に把握し、正しい報告を行うべきである。	①ア(イ) 釣銭準備金の残高報告内容について一部誤りがあった原因は、出先事務所において、誤った認識により報告書を作成していたためであった。 平成 31 年 3 月 26 日の幹部会にて、指摘事項の説明および現金有高の報告のルールの再確認を行い、新たに作成した「釣銭準備金等年度末事務マニュアル」での事務の徹底を図った。 平成 31 年 3 月 29 日に本社出納担当部門は、指摘のあった出先事務所に対して実査を行った。今後、毎年度末での実査を行っていく予定である。	措置済
イ 小口現金の出納帳への記載を適正に行うべきもの 会社の経理規程では、小口現金について「出納事務担当者は支払いの都度これを金銭出納帳に記載し、日々の現金残高と照合を行わなければならない。」と定めている。	①イ 小口現金の出納帳に、実際の小口現金の出入りを記載し、日々の現金残高と照合できなかった原因は、小口現金を使用する際に、小口現金の有高を確認することなく、立替払での使用分の処理を小口現金で行っていた事例があったためであ	措置済

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
しかしながら、小口現金の出納帳においては、現金使用日（支払いの領収書日付）ごとの出納を記載し、日々実際の小口現金の出入りを記載していないため出納帳上で日々の現金残高と照合できない状況になっていた。 小口現金の出納帳には、実際の小口現金の出入りを記載し、日々の現金残高と照合できるようにするべきである。 ウ 棚卸商品の注記を正しく記載するべきもの コンビニエンスストアの棚卸商品について、評価基準は売価還元法により算定されているが、貸借対照表の注記では棚卸資産の評価基準及び評価方法として最終仕入原価法のみ記載されている。 注記の記載については売価還元法による旨も記載するべきである。	った。 平成 31 年 3 月 26 日の幹部会にて、指摘事項の説明を行い、新たに作成した「小口現金事務処理マニュアル」での事務の徹底を図った。 ①ウ 注記の記載について売価還元法による旨が記載されていなかった原因は、他事業の評価基準である最終仕入原価法のみを記載していたことによる。 平成 30 年度決算書類より注記の記載を行う。	措置済
② 契約に関する事務 ア 業務の一部を第三者に委託または請け負わせる際の手続を適正に行うべきもの 会社では、西神中央駅百貨店ビル等の設備管理業務、同ビルの空調設備等自動制御装置保守点検業務、特高受電設備法定点検業務について、業者と委託または請負契約を結んでおり、契約書では、業務の一部を第三者に委託または請け負わせる（以下、「再委託または下請負」という。）場合には、会社の書面での承諾が必要であることを定めている。 しかしながら、これらの契約については、再委託または下請負に係る、会社の書面での承諾がされていなかった。 会社は契約に基づき、適正に手続を行うべきである。	②ア 再委託または下請負に係る、会社の書面での承諾がされていなかった原因は、承諾申請書には、業者決定通知の内容である再委託者、下請負人の商号等の内容も含まれていたため、業者決定通知は承諾申請書の提出をもって足りると判断していたためであった。 事例の担当部署の職員に、再発防止のため、個別に事務処理の徹底を指導した。 平成 31 年 3 月 26 日の幹部会にて、指摘事項の説明を行い、情報共有および事務の徹底を図った。	措置済

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
(2) 意 見 ① 現金及び預金の区分について 平成 29 年度末の貸借対照表の現金預金のうち現金の額は 3,880 万円となっており、現金残高について 3 月末に各事務所から報告された金額と、決算額の基礎となる元帳との間で 500 万円以上の相違があった。 相違の内容としては、指摘事項に記載した事項のほか、その大半が定期券販売所等の釣銭準備金によるものであり、釣銭準備金は一定額の金種を確保するため、デリバリー業者に委託して定期的に事務所から現金を回収して会社の銀行口座へ入金を行っている。 デリバリー業者が現金を回収してから口座に入金されるまで 1 週間前後かかっており、業者が現金を回収すると各事務所には現金がないため残高報告は実際の残高を報告しているが、元帳は口座に入金されるまで現金として記載されているため、決算時と相違が生じていたことが原因であるが、この現金残高と元帳との相違について正確な内容を把握できていなかった。 相違の大半は現金と預金との間で生じているため決算書の貸借対照表には影響しないが、現金の管理という点からも預金に入金するまでの現金については帳簿上預け金として処理するなど現金と預金の区分を明確にするよう管理されたい。	(2) 意 見 ① 預金に入金するまでの現金については帳簿上預け金として処理するなど現金と預金の区分を明確にするよう管理することについて 平成 31 年 3 月 26 日の幹部会にて、意見についての説明を行い、新たに作成した「釣銭準備金等年度末事務マニュアル」での事務の徹底を図った。 なお、マニュアルには、3 月末の各事務所から報告された金額と、決算額の基礎となる元帳の金額が同一となるように、預け金での経理処理の手順も含まれている。	措置済
② 回収困難な未収金の取扱いについて 流動資産に計上されている未収金については、1 年以上未回収のものが 100 万円以上あり、その内容は職員に対する給与等超過支給分であり、最も古いものでは平成 18 年度に発生していた。 会社としては引き続き回収する努力を継続するとしているが、直近の元帳を確認したところ長期間未収となっている債権について回収されている形跡は見当た	② 専門家の助言を受けることも含めての取扱いについて検討について 回収が困難な債権について、損金計上の手続きを含めた、債権回収の手続きを定めるべく検討中である。 なお、当社監査役や顧問税理士に助言をもとめ相談している。	措置方針

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
らず、現時点で回収が困難または長期間にわたるものも少なからず含まれているものと思われる。 長期間にわたって未回収となっている債権については、専門家の助言を受けることも含め取扱いについて検討されたい。		
③ 定款及び経理規程の改正について 会社で定めている定款及び経理規程の中に、規則等を定めるとの条文があるが定めていない事例や規程の内容が法律の改正等により実態とそぐわなくなっている条文があった。 (事例) ・経理規程で財務諸表に作成すべき書類の一つとして利益金処分（欠損金処理）計算書があるが、作成していない。 ・定款で株式取扱規則及び取締役会規則を定める旨の条文があるが、規則を作成していない。 定款及び経理規程については社内におけるガバナンスの基準となるので、内容を検証した上で必要があれば順次改正を行われたい。	③ 内容を検証した上での順次改正について 当社経理規程に定める利益金処分（欠損金処理）計算書は現行会社法では株主資本等変動計算書の作成を要請しており、また、定款で定める株式取扱規則及び取締役会規則の作成も、法律上義務ではないため、当社においては、いずれも不作成と判断していた。 定款及び経理規程とも令和元年度中に改正を行う。	措置済

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
④ 契約事務審査会の議案の押印について 会社では、契約事務審査会要綱を定め、一定金額以上の委託契約等の契約事務において審査会を設置し、審議を行っている。 審査会は代表取締役社長以下管理職で組織され、代表取締役社長が委員長となって審査を行い、審査会の内容については各案件ごとに審査会議案を作成し、審査結果について委員長以下各委員が押印して記録することとしている。 平成 29 年度の審査会議案を確認すると、審査結果について委員長の押印はなされているが、他の委員については全く押印されていない事例が多数あった。 契約事務審査会要綱では、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができないこととなっており、意思決定も出席委員の過半数で決定されるが、書類上委員の押印がないため確認できない状態となっているため、委員の押印を徹底されたい。	④ 委員の押印の徹底について 平成 31 年 1 月 25 日の実査での講評を受け、平成 31 年 2 月 5 日開催の契約事務審査会より委員の押印を行うこととした。	措置済